

医療法等の一部改正について（医師確保対策関連・概要）

区分		改正内容等	施行時期等	備考
都道府県	医師確保対策の 実施体制整備	<p>◆「医師確保計画」の策定（計画期間：H32-35 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師偏在を測る全国統一指標を国が導入 ・医療圏（2次・3次）ごとに「確保すべき医師数」を目標設定し、推進方針及び取組内容を策定 <p>※医療計画の一部として作成（医療計画の改定）</p>	<p>●計画策定： H31 年度中</p> <p>※計画策定の最終的な決定機関は、「広島県医療審議会」</p>	<p>医師確保対策に係る 施策推進組織・決定機関 「地域医療対策協議会」 (医療法第 30 条の 23 第 1 項)</p>
		<p>◆地域医療支援事務（地域医療支援センター業務）の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域卒医師等のキャリア形成プログラム策定 ・医師少数区域への医師派遣調整 ・医療勤務環境改善支援事務（勤務環境改善支援センター）との連携 	<p>●施行期日： 改正法公布日 (H30.7.25～)</p>	
	医師養成過程を通じた対策実施	<p>◆医学部：</p> <p>医科大学に対して、地域卒・地元出身者卒の創設や増加を要請する権限を都道府県知事へ付与</p> <p>〔※参考：「医師需給分科会・第 3 次中間とりまとめ」 大学医学部臨時定員増（地域卒）の H32・33 入学定員は、 H31 入学定員を超えない範囲で必要性を精査。 ⇒ H34 定員以降は見直し〕</p>	<p>●施行期日： H31.4.1～</p>	
		<p>◆臨床研修：</p> <p>「臨床研修病院の指定」・「病院ごとの定員設定」の権限を移譲（※都道府県ごとの定員上限数は、引き続き、国で設定）</p>	<p>●施行期日： H32.4.1～</p>	
	<p>◆専門医研修：</p> <p>研修プログラムの確認結果等の都道府県意見を厚生労働省へ提出（⇒ 日本専門医機構等に対して、厚労省から改善等を要請）</p>	<p>●施行期日： 改正法公布日 (H30.7.25～)</p>		
国	医師少数区域等 勤務医の 評価制度創設	<p>◆医師少数区域等での一定の勤務経験を有する医師を厚生労働大臣認定 《検討》インセンティブの付与 (医療広告事項 / 地域医療支援病院等の管理者要件に設定 など)</p>	<p>●施行期日： H32.4.1～ (制度検討:H31 中)</p>	